



社労士 AI 通信

あがわといしげきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



【今月の写真 ～ ドイツ女子サッカークラブ FFC フランクフルト】

ドイツ女子ブンデスリーガ「FFC フランクフルト」で活躍する安藤梢選手と熊谷紗希選手を応援するため、本拠地プレントノバット・スタジアムへ。この日は安藤選手が今年1月まで所属していた古巣、デュイスブルクとの対戦。安藤選手も鮮やかにゴールを決め、フランクフルトの圧倒的な勝利でした。このスタジアムは選手とサポーターとの距離が近く、応援にも自然と熱が入ります。フランクフルト中心部からのアクセスも良く、サッカーが人々の生活に根付いているのを感じました。

【今月のトピックス】

- 今月の写真～ドイツ女子サッカークラブ「FFC フランクフルト」
- 雇用促進税制/平成25年度から拡充されました！
- お気楽OL AI子の身近な法律
- コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～
- 人事労務ご担当者のための「お仕事カレンダー」
- セミナー情報

🌸 雇用促進税制/平成25年度から拡充されました！

税制面での雇用環境の改善を促進する対策として、平成25年度の税制改正により雇用促進税制が拡充されました。雇用促進税制とは従業員を一定以上増やす企業について法人税（または所得税）の税額控除の適用が受けられるもので、今回の拡充で雇用者数の増加1人あたり40万円の税額控除が受けられます。

<改正のポイント>

- ① 増加雇用者数1人当たりの税額控除額を40万円に引き上げ。但し当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度。
- ② 適用要件の判定の基礎となる雇用者増加数を算定する際、適用年度途中に高年齢継続被保険者になった人も雇用者として扱う。

◆雇用促進計画の提出手続き

<http://goo.gl/kOjC1>（アドレスを短縮しています。そのままクリックしてください）

◆雇用促進税制に関するQ&A

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoseisaku/dl/koyousokushinzei_qa.pdf

◆厚生労働省「雇用促進税制」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoseisaku/koyousokushinzei.html>

(事業主の方へ)

雇用促進税制 を、ご活用ください！

雇用者を1人増やすごとに**40万円**の税額控除を受けられます



- ◆ 雇用促進税制とは、**適用年度**^{※1}に、**雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させる**など一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除^{※2}の適用が受けられる制度です。
- ◆ **雇用者数の増加1人あたり40万円の税額控除**が受けられます。
- ◆ 適用を受けるためには、あらかじめ「**雇用促進計画**」を**ハローワークに提出する**必要があります。

※1 平成25年4月1日～平成26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成26年12月31日まで。以下、「適用年度」といいます。

※2 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。

◆税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。

詳細は裏面をご覧ください

厚生労働省 都道府県労働局

LL250401R01

【お気楽OL AI子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラのAI子（アイコ）に手を焼く先輩U子（ユウコ）。今月は何が！？



第13回：パパママ育休プラス（育児・介護休業法第9条の2）

男性の育児休暇の取得促進を図る観点から、両親ともに育児休業をした場合の特例が設けられています。ノルウェー、スウェーデン、ドイツ等においてはすでに「パパ・クォータ制」「パパの月」などと呼ばれ、似たような制度が導入されています。

同僚 D 男：「…そんなわけで、7月から私も育休を申請させていただきます」
先輩 U 子：「仕方ないわね。これじゃますますE男の負担が増えちゃうわ」
お気楽 AI 子：「どうしたんですかぁ？」
同僚 D 男：「嫁さんが仕事に復帰するんだけど、子供が心配なんでおれも育休取ることにしたんだ」
お気楽 AI 子：「えっマジ？1年も休むの？じゃー帰ってきたらあんたの席ないね。かわいそうに。ひひひ」
同僚 D 男：「2カ月だけだよ！不吉なこというな！！」
お気楽 AI 子：「あたしも早いとこステキな殿方ゲットして1年休みたい。あっても永久就職の方がいいな」
先輩U子・同僚D男：「……（あんたが早く退職していいよ）」

この制度は1%台だった男性の育休取得率を10%に上げるために平成22年6月に施行されたものです。しかし、リストラもひと段落してぎりぎりの人数で働いている企業が多い中で、働き盛りの殿方がはたして2カ月もお休みを取れるのでしょうか？



コーヒブレイク～不思議総合研究所より～

いしげきマネジメント・オフィスに併設されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい！」と思った日本全国の不思議スポットについてご案内いたします。

第13回：横浜で2番目に当たる？占い師（神奈川県横浜市）

Google や Yahoo! でこの文言を検索すると、一番上にヒットするのが「横浜で2番目に当たる？占い師 竹下宏の九星気学」のウェブサイトです。この先生は何がすごかって、初めて竹下先生にみてもらったのはかれこれもう10年近く前になりますが、行くたびになぜかいつも怒られます。最初にこの門をたたいた時に職業を聞かれたので、

石：「今は学生ですけど（←仕事を辞めて大学に入りなおしたことがあります）、その前は航空会社にいました」
竹：「それって、もしかして？」
石：「え？客室乗務員ですが…」
竹：「あああああ！！もうだめだね～。スッチーはあっちこっち行ってるから運が悪いんだよ～」
石：「いや、それほどでも。っていうか、運が良ければ来ませんから。手っ取り早く運が良くなる方法を教えてください」
竹：「…ねーよ！地道に方位取りすることだね」
石：「ほ、方位取り…？」

そこから、私の風水旅行と気学の勉強が始まりました。先生曰く、生まれた誕生日によって毎月良い方角が変わるので、その方向に引っ越しや旅行を繰り返せば、自然と運が向上するということです。

「数ある占いの中で、唯一、自分の行動によって運氣向上ができるのが気学」

確かにそうかもしれません。月日が流れ、思い悩んで再びここを訪れた時、またまた職業を聞かれたので、

石：「あ、今は事務やっています」
竹：「あああああ！！あんたは事務なんて、120%向いてないよ～！！営業やれ、営業！！！」
石：「…あの一、私、こんなにおとなしくて謙虚で控えめなので、営業は無理だと思います」
竹：「勘違いもはなはだしい！！あんたは営業が適職なんだから、営業しないと一生モテないよ！！今の世の中、仕事をしている時間がほとんどなんだから、自分に合った仕事をしないと、フェロモンが出るわけないだろう！おれ、ぜんぜん今のあんたを口説こうっていう気が起きんもんね～」
石：「……………」

新年度になりました。みなさまも気分転換にぜひ一度行かれてみてはいかがでしょうか？



人事労務ご担当者のための
5月のお仕事カレンダー

日付	5月の業務内容
5月10日(金)	一括有期事業開始届（建設業）届出 参考：電子政府の総合窓口イーガブ http://goo.gl/2m2Qw （URL を短縮しています）
5月10日(金)	4月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考：国税庁 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
5月15日(水)	障害者雇用納付金の申告期限 参考：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 「障害者雇用納付金等の申告・申請・納付の手続について」 http://www.jeed.or.jp/disability/employer/koyounoufu/term.html
5月31日(金)	4月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考：日本年金機構 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789

《今月の確認事項》

- * 住民税変更の準備…住民税の変更は6月支給分（7月納付分）から適用されます。5月給与明細書作成後、6月給与明細書作成前までに住民税を確認・変更をしてください。
- * 労働保険年度更新の準備…平成25年度の窓口での申告・納付期間は6月3日から7月10日です。
厚生労働省HPより：<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/>
- * 夏の賞与決定の準備

【いしげきのセミナー情報】☆5月開催予定☆

★派遣元責任者講習会 ～労働者派遣法のしくみ、法改正、実務上のポイントを網羅！～

日 程： 5月14日（火） 12:30～18:50
5月15日（水） 12:30～18:50
5月22日（水） 10:00～17:00

会 場：新宿センタービル46階 エイジェック内

受講料：一般：8,000円 / 登録会員：7,000円（教材費、税込）

（お申込みの際、阿河または石関の紹介とお伝えください。登録会員扱いとなります）

＜お問い合わせ・ご相談＞

「社労士 AI 通信」のバックナンバーは So-net が運営する SOHO・個人事業主の事業支援サイト
「Smart SoHo」において好評掲載中！ <http://smartsoho.so-net.ne.jp/ainews/archive.html>

いしげきマネジメント・オフィス
特定社会保険労務士 石関 裕子
TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976
E-mail : info@sr-ishizeki.jp
<http://www.sr-ishizeki.jp/>



社労士 AI 通信編集 阿河 敬子
特定社会保険労務士 休業中
2012年12月よりドイツ・フランクフルト在住
E-mail : info@qualitas-sr.jp



あがわといしげきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI（エーアイ）通信・第13号」はお楽しみいただけましたでしょうか。今月から「AI 通信」も2年目に突入です。阿河と石関がフランクフルトと東京、約10,000km離れた距離から、みなさまへのお役立ち情報をこれからもお伝えしていきます。「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります！！